

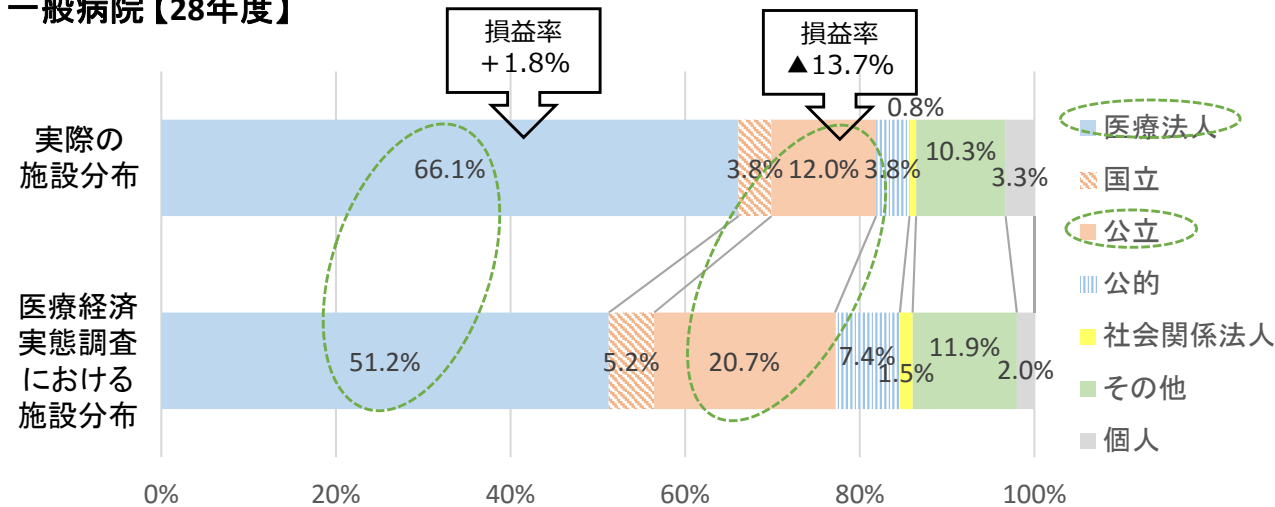
# 補足説明資料

〔 30年度診療報酬改定関係  
第21回 医療経済実態調査結果 〕

# 医療経済実態調査報告の分析①(一般病院)

- 医療経済実態調査報告（平成29年実施）によれば、28年度の一般病院の損益率は、全体で▲4.2%、国公立除きでプラス0.1%とされているが、これらの計数については、集計上、損益率が高い医療法人の施設数の割合が実際より小さく、損益率が低い公立病院の施設数の割合が実際より大きいため、必ずしも一般病院全体の経営状況を適切に反映していない面がある。 → 実際の開設者別施設数の分布を踏まえた各年度の損益率で判断する必要。
- 国公立を除く一般病院は、前回改定時より損益はむしろ改善している（+0.4%→+0.6%）。

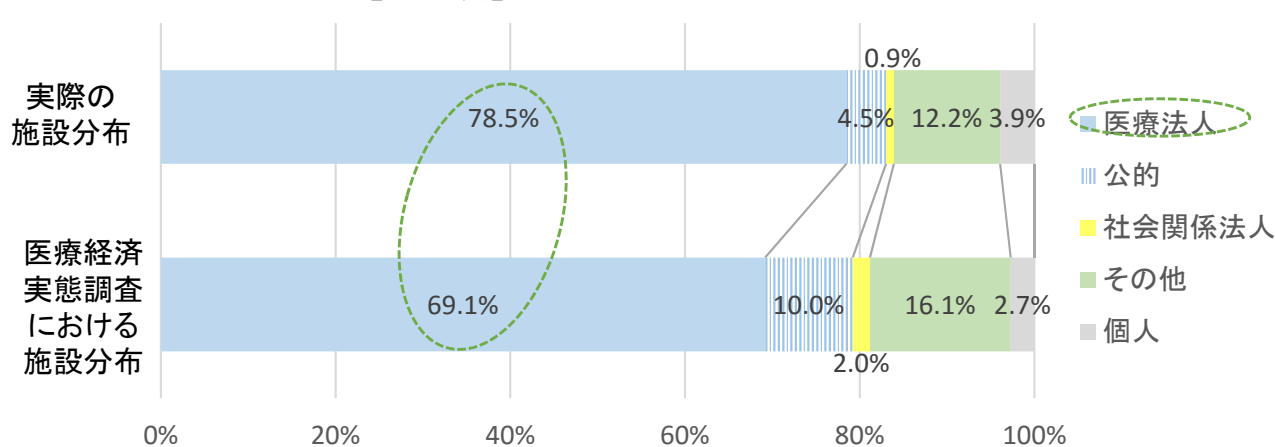
## 一般病院【28年度】



## 一般病院損益率

	H25	28改定時 H26	H27	今回 H28
実際の施設分布による加重平均	▲ 0.8	▲ 2.0	▲ 2.2	▲ 2.6
集計結果	▲ 1.7	▲ 3.1	▲ 3.7	▲ 4.2

## 一般病院(国公立を除く)【28年度】



## 一般病院損益率(国公立を除く)

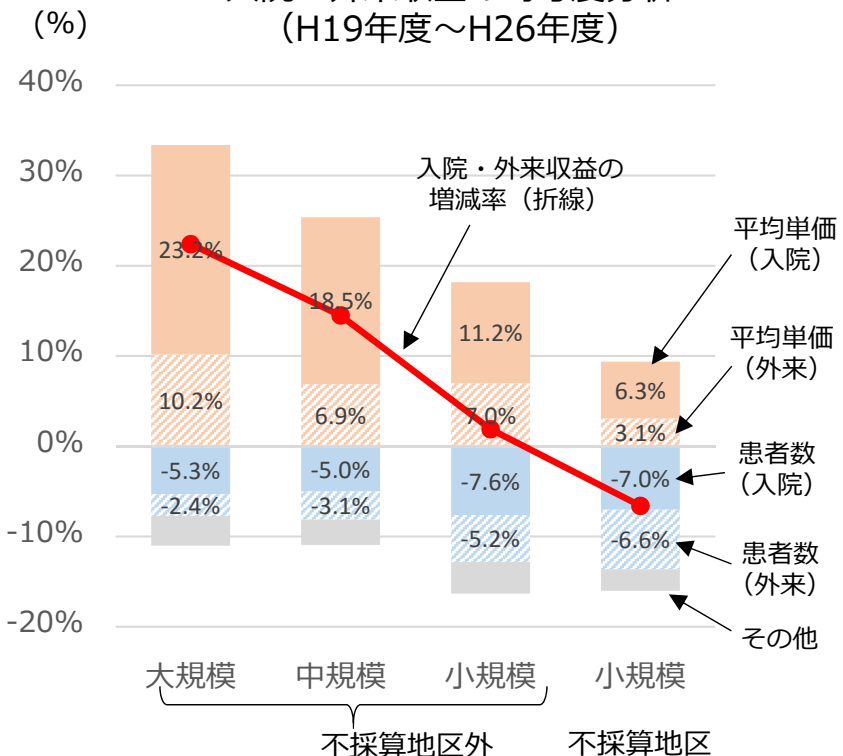
	H25	28改定時 H26	H27	今回 H28
実際の施設分布による加重平均	0.9	0.4	0.9	0.6
集計結果	0.4	▲ 0.3	0.4	0.1

(注) 損益率の補正に当たって、実際の施設数は、毎年「医療施設(動態)調査(年次)」における計数を使用。

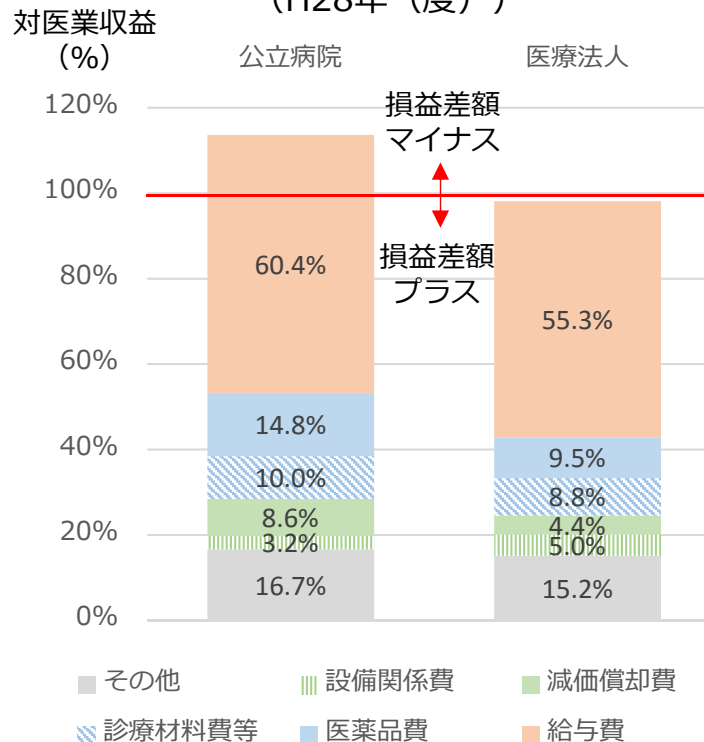
# 医療経済実態調査報告の分析②(公立病院)

- 28年度の一般病院の損益率が全体で▲2.6%（補正後）となったのは、公立病院の損益率がマイナス▲13.7%となった影響が大きい。
- 公立病院は、へき地医療や不採算医療などを担うことが期待され、一定の自治体負担により赤字補てんがなされている状況。また、昨今の経営状況に関しては、
  - ・平均単価は増加したものの、特に小規模の公立病院を中心に、患者数の減少により収益が押し下げられている、
  - ・費用面では（病院長を除き）職員の給与水準が他と比較して高く、給与比率、医薬品比率、減価償却費率等が高い、
 といった点が指摘されており、「新公立病院改革ガイドライン」に沿って、各々の地域と公立病院が置かれた実情を踏まえつつ、建築単価の抑制や病床削減を含む経営効率化等に取り組むこととされている。
- こうした状況にある公立病院を含めた一般病院の損益状況をもって、国民負担による全国一律の診療報酬単価の更なる引き上げを行うことは適当ではなく、むしろ公立病院の経営改善、地域の医療ニーズを踏まえた必要な病床機能の転換やダウンサイジングを後押ししていくべき。

◆公立病院の収支変化  
入院・外来収益の寄与度分析  
(H19年度～H26年度)



◆一般病院の費用構造  
(H28年(度))



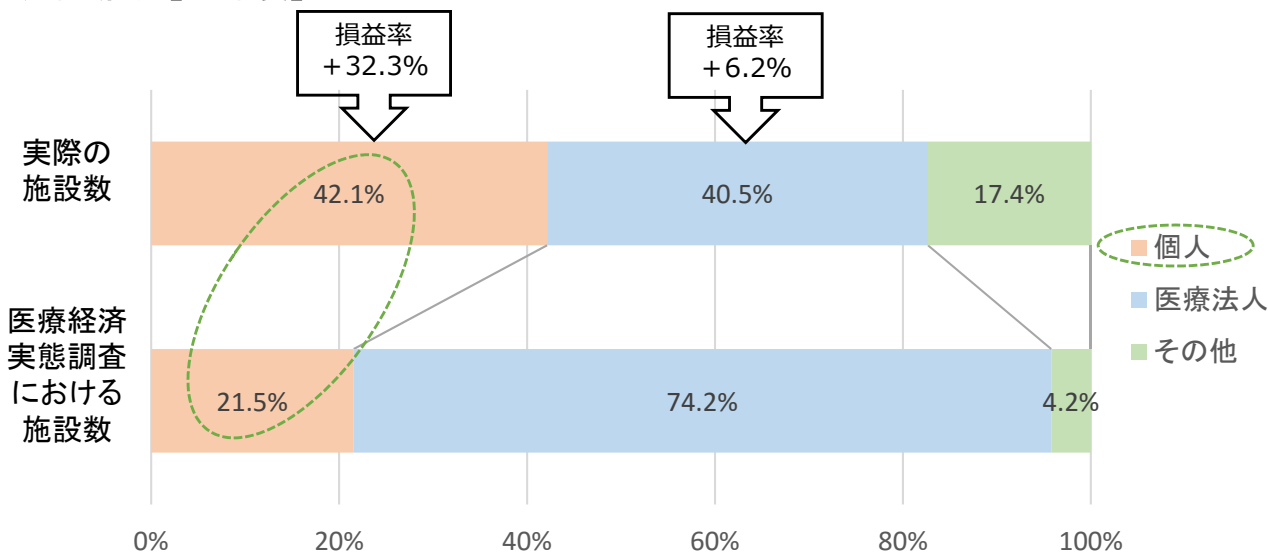
◆常勤職員の一人平均給料額  
(H28年(度))

	公立病院 (万円)	医療法人 (万円)
病院長	2,065.2	3,161.0
医師	1,531.2	1,516.7
歯科医師	1,378.1	1,041.8
薬剤師	607.1	509.5
看護職員	556.9	455.2
医療技術員	550.7	416.4
事務職員	528.0	367.0

# 医療経済実態調査報告の分析③(一般診療所・歯科診療所)

○ 一般診療所・歯科診療所についても、実際の開設者施設数を踏まえて、医療経済実態調査報告における毎年度の損益率を補正すると、一般診療所・歯科診療所ともに、実際には、損益率が高い傾向にある「個人」の割合が大きいことから、補正後の損益率は補正前より上昇する傾向。このうち一般診療所については、28改定時よりも損益は改善している。

## 一般診療所【28年度】

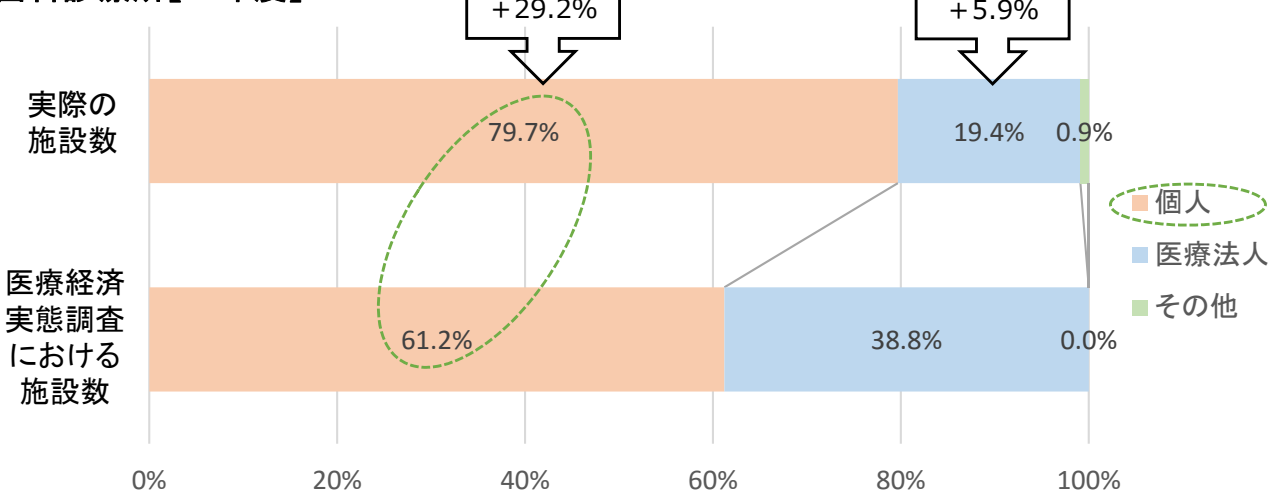


## 一般診療所損益率

	H25	H26	H27	H28
実際の施設分布による補正後	11.9	10.4	12.1	11.9
(医療経済実態調査)	16.1	15.5	9.5	9.1

Red arrows indicate the 28th year revision (28改定時) and the current year (今回) for H26 and H28. Green dashed circles highlight the 20.4% increase in H26 and the 2.0% decrease in H28 for the actual distribution-based correction.

## 歯科診療所【28年度】



## 歯科診療所損益率

	H25	H26	H27	H28
実際の施設分布による補正後	24.4	24.5	20.8	20.9
(医療経済実態調査)	23.5	23.6	14.9	15.5

Red arrows indicate the 28th year revision (28改定時) and the current year (今回) for H26 and H28. Green dashed circles highlight the 0.1% increase in H26 and the 0.1% decrease in H28 for the actual distribution-based correction.

(注) 損益率の補正に当たって、実際の施設数は、毎年の「医療施設(動態)調査(年次)」における計数を使用。

# 第21回医療経済実態調査報告の概要

## 給料 (年間/単位: 万円)

### 一般病院

		27年度	28年度
医療法人	院長	3,141	3,161
	医師	1,514	1,517
	看護職員	454	455
国立	院長	1,977	1,972
	医師	1,466	1,456
	看護職員	533	529
公立	院長	2,044	2,065
	医師	1,525	1,531
	看護職員	551	557

### 一般診療所

		27年度	28年度
医療法人	院長	2,813	2,794
	医師	1,318	1,291
	看護職員	386	390
個人	医師	1,010	1,010
	看護職員	361	367

### 歯科診療所

		27年度	28年度
医療法人	院長	1,218	1,186
	歯科医師	576	606
個人	歯科医師	619	643

### 保険薬局

		27年度	28年度
法人	管理薬剤師	757	767
	薬剤師	503	502
個人	薬剤師	511	508

- ※1 個人立の医師等の給料は、雇われた医師等の給料のみであり、開設者の分は含まれていない。  
 ※2 給料には、扶養手当、時間外勤務手当、役付手当、通勤手当等職員に支払った全てのものが含まれる。  
 ※3 「看護職員」とは、保健師、助産師、看護師、准看護師である。

## 損益率

### 一般病院

	27年度	28年度
医療法人	2.1%	1.8%
国立	▲1.3%	▲1.9%
公立	▲12.8%	▲13.7%

### 一般診療所

	27年度	28年度
医療法人	6.8%	6.2%
個人	32.2%	32.3%

### 歯科診療所

	27年度	28年度
医療法人	4.8%	5.9%
個人	29.0%	29.2%

### 保険薬局

	27年度	28年度
法人	8.3%	7.7%
個人	9.8%	10.2%

※ 損益率 = ((医業)収益 + 介護収益 - (医業・介護)費用) / ((医業)収益 + 介護収益)

# (参考) 実際の施設数と有効回答施設数について

## 一般病院

	施設数		有効回答施設数	
		構成比		構成比
医療法人	4,823	66.1%	455	51.2%
国立	275	3.8%	46	5.2%
公立	875	12.0%	184	20.7%
公的	279	3.8%	66	7.4%
社会保険関係法人	55	0.8%	13	1.5%
その他	748	10.3%	106	11.9%
個人	242	3.3%	18	2.0%
全体	7,297	100.0%	888	100.0%

## 一般診療所

	施設数		有効回答施設数	
		構成比		構成比
医療法人	40,220	39.8%	858	74.2%
個人	43,324	42.9%	249	21.5%
その他	17,451	17.3%	49	4.2%
全体	100,995	100.0%	1,156	100.0%

## 歯科診療所

	施設数		有効回答施設数	
		構成比		構成比
医療法人	12,880	18.7%	109	38.8%
個人	55,244	80.4%	172	61.2%
その他	613	0.9%	-	-
全体	68,737	100.0%	281	100.0%

## 保険薬局

	施設数		有効回答施設数	
		構成比		構成比
法人	-	-	1,028	94.3%
個人	-	-	62	5.7%
全体	58,326	-	1,090	100.0%

※1 施設数のうち、一般病院、一般診療所及び歯科診療所については「平成27年医療施設調査」に基づくものであり、保険薬局については「27年度衛生行政報告例」に基づくもの（ただし、薬局の法人・個人の内訳は不明）。また、有効回答施設数は、「第21回医療経済実態調査」（29年11月8日公表）において有効回答のあった施設。

※2 一般病院の有効回答施設数は、調査に回答した全ての一般病院のうち、医業・介護収益に占める介護収益の割合が2%未満のもの。

※3 国立：独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康安全機構、その他（国の機関）が開設する病院。公立：都道府県立、市町村立、地方独立行政法人立病院。公的：日赤、済生会、北海道社会事業協会、厚生連、国民健康保険団体連合会など。社会保険関係法人：健康保険組合及びその連合会、共済組合及びその連合会、国民健康保険組合など。その他：公益法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協、社会医療法人、その他の法人など。